

陳 情 文 書 表

(教育委員会)

受 理 番 号	9 3 3	受 理 年 月 日	令 和 5 年 9 月 27 日
件 名	就学援助における加算対象年齢及び所得基準額の引上げ		
要 旨	<p>今や7人に一人が対象となる就学援助は、子育ての大きな支えとなっている。しかし、物価は高騰し、賃上げが追い付いていない現状でも、本制度の所得基準額は変わらない。そのうえ、18歳を超える子供は加算の対象から外されるので、子供の一人が18歳になると、所得基準額が下がる。そのため、収入が同じであっても所得基準額を超えてしまい、弟や妹は不認定となり、全ての援助が打ち切られてしまう。</p> <p>我が家も昨年度、長男が18歳になり、高校2年生の弟を除く小中学生4人が不認定となり、1年が過ぎた。給食費だけでも月額2万円を超え、今年度は修学旅行の積立てなども始まる。そして、高校生や大学生には、それ以上に費用が掛かる。</p> <p>ついては、以下のことを願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 就学援助において、加算される対象年齢を引き上げること。 2 就学援助における所得基準額を引き上げること。 		
陳 情 者			
回 付 委 員 会	文教はぐくみ委員会		